

灘海園 ショートステイ(介護・予防) サービス利用料金

令和6年度 6月制度改正版

1. 介護保険給付(介護保険法が定める法定利用料)

①基本サービス利用料(介護給付)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割負担分	704	772	847	918	987

①基本サービス利用料(予防給付)

	要支援1	要支援2
介護保険1割負担分	529	656

②その他加算される法定利用料

加算名称	加算内容	1割負担の場合
看護体制加算Ⅰロ	常勤看護師を1名以上配置している。(予防給付は加算外)	4
夜勤職員配置加算Ⅱ	ユニット型施設にて、基準以上に夜勤職員を配置している。(予防給付は加算外)	18
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上の配置。	18
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	キャリアパス要件及び定量的要件を満たした場合。	総単位数の14.0%
※送迎加算	利用者の心身状況、家族等の事情等から送迎が必要と認められた場合、その居宅と事業所との間の送迎を行う。	片道 184
※療養食加算	医師の処方箋により療養食を提供した場合。1食を1回とする。	6

単位(円)

※印の加算項目は、対象者のみの算定となります。

2. 滞在費及び食費について

利用者負担額の減免制度等の対象者の方は、その認定内容に基づいた負担額となります。

食費は朝食350円・昼食615円・夕食480円の合計1,445円となっています。

対 象 者	区分	滞在費	食費	合計
標準(市民税 課税)	第4段階	2,006	1,445	3,451
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える方	第3段階②	1,310	1,300	2,610
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方	第3段階①	1,310	1,000	2,310
世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	第2段階	820	600	1,420
生活保護受給者の方など	第1段階	820	300	1,120

円

【認定要件】

第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える方	預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円以下
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方	預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円以下
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円以下

※配偶者が市民税を課税されている場合は世帯が分かれていても軽減の対象外です。

※非課税年金とは公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金等)の遺族年金、障害者年金のことです。寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金も含まれます。

3. 1割負担の方の1日あたりの利用料は、概ね次の通りとなります。

第4段階の方(標準)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割分	529	656	704	772	847	918	987
加算分	18	18	40	40	40	40	40
介護職員等処遇改善加	77	94	104	114	124	134	144
滞在費	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006
食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
1日の利用料(合計)	4,075	4,219	4,299	4,377	4,462	4,543	4,622
1週間の利用料(7日間)	28,525	29,533	30,093	30,639	31,234	31,801	32,354

第3段階②の方

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割分	529	656	704	772	847	918	987
加算分	18	18	40	40	40	40	40
介護職員等処遇改善加	77	94	104	114	124	134	144
滞在費	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
食費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
1日の利用料(合計)	3,234	3,378	3,458	3,536	3,621	3,702	3,781
1週間の利用料(7日間)	22,638	23,646	24,206	24,752	25,347	25,914	26,467

第3段階①の方

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割分	529	656	704	772	847	918	987
加算分	18	18	40	40	40	40	40
介護職員等処遇改善加	77	94	104	114	124	134	144
滞在費	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
食費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1日の利用料(合計)	2,934	3,078	3,158	3,236	3,321	3,402	3,481
1週間の利用料(7日間)	20,538	21,546	22,106	22,652	23,247	23,814	24,367

第2段階の方

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割分	529	656	704	772	847	918	987
加算分	18	18	40	40	40	40	40
介護職員等処遇改善加	77	94	104	114	124	134	144
滞在費	820	820	820	820	820	820	820
食費	600	600	600	600	600	600	600
1日の利用料(合計)	2,044	2,188	2,268	2,346	2,431	2,512	2,591
1週間の利用料(7日間)	14,308	15,316	15,876	16,422	17,017	17,584	18,137

第1段階の方

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険1割分	529	656	704	772	847	918	987
加算分	18	18	40	40	40	40	40
介護職員等処遇改善加	77	94	104	114	124	134	144
滞在費	820	820	820	820	820	820	820
食費	300	300	300	300	300	300	300
1日の利用料(合計)	1,744	1,888	1,968	2,046	2,131	2,212	2,291
1週間の利用料(7日間)	12,208	13,216	13,776	14,322	14,917	15,484	16,037

4. 2割負担の方の1日あたりの利用料は、概ね次の通りとなります。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険2割分	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
加算分	36	36	80	80	80	80	80
介護職員等処遇改善加	153	189	208	227	248	268	288
滞在費	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006
食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
1日の利用料(合計)	4,698	4,988	5,147	5,302	5,473	5,635	5,793
1週間の利用料(7日間)	32,886	34,916	36,029	37,114	38,311	39,445	40,551

5. 3割負担の方の1日あたりの利用料は、概ね次の通りとなります。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険3割分	1,587	1,968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961
加算分	54	54	120	120	120	120	120
介護職員等処遇改善加	230	283	312	341	373	402	431
滞在費	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006	2,006
食費	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
1日の利用料(合計)	5,322	5,756	5,995	6,228	6,485	6,727	6,963
1週間の利用料(7日間)	37,254	40,292	41,965	43,596	45,395	47,089	48,741

6. 高額介護サービス費について

「高額介護サービス費」とは、介護サービス利用料として支払った額が自治体によって決められている「負担上限額」を超えると、超過した分が払い戻される制度です。

上限額の基準は以下の通りです。

	対 象 者	自己負担上限額(月額)
第一段階	生活保護受給者の方等	15,000円(個人)
第二段階	世帯全員が住民税非課税で、年金収入が80万円以下の方等	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
第三段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方	24,600円(世帯)
第四段階	住民税課税世帯で、課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
第五段階	住民税課税世帯で、課税所得380万円(年収約770万円)以上、690万(年収約1,160万円)未満の方	93,000円(世帯)
第六段階	住民税課税世帯で、課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)